

# 6 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

会第2号

「議員提出条例案」

令和6年6月28日

提出議案

会第2号	草津市議会委員会条例の一部を改正する条例案	.....	2
------	-----------------------	-------	---

会第2号

草津市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条および草津市議会会議規則(平成9年草津市議会規則第2号)第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和6年6月28日

草津市議会議長

山元 宏和 様

提出者

草津市議会議員

伊吹 達郎

賛成者

草津市議会議員

瀬川 裕海

土肥 浩資

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

田中 詩織

草津市議会委員会条例の一部を改正する条例

草津市議会委員会条例（平成9年草津市条例第22号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第7条 《現行どおり》 （委員の選任）</p> <p>第8条 常任委員、議会運営委員および特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に<u>諮って</u>指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に<u>諮って</u>当該委員の委員会の所属を変更することができる。</p> <p>4～5 《現行どおり》</p> <p>第9条～第15条 《現行どおり》 （会議の開会方法の特例）</p> <p>第15条の2 委員長は、災害の発生等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「<u>オンラインによる方法</u>」という。）<u>で</u>会議を開くことができる。</p> <p>2 前項の場合において、委員は、<u>オンラインによる方法での</u>会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p><b>3 前項の規定による許可を得て、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</b></p> <p>第16条～第19条 《現行どおり》 （秘密会）</p> <p>第20条 前条第1項の規定にかかわらず、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、<u>オンラインによる方法での</u>会議は、秘密会とすることができない。</p> <p>2 委員会を秘密会とする委員長または委員の発議については、討論を用い<u>ないで</u>委員会に<u>諮って</u>決める。 （出席説明の要求）</p>	<p>第1条～第7条 《省略》 （委員の選任）</p> <p>第8条 常任委員、議会運営委員および特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に<u>はかつて</u>指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>2 《省略》</p> <p>3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に<u>はかつて</u>当該委員の委員会の所属を変更することができる。</p> <p>4～5 《省略》</p> <p>第9条～第15条 《省略》 （会議の開会方法の特例）</p> <p>第15条の2 委員長は、災害の発生等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「<u>オンライン会議システム</u>」という。）<u>を活用した</u>会議を開くことができる。</p> <p>2 前項の場合において、委員は、<u>オンライン会議システムにより</u>会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">《改正後に新設》</p> <p>第16条～第19条 《省略》 （秘密会）</p> <p>第20条 前条第1項の規定にかかわらず、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、<u>オンライン会議システムを活用した</u>会議は、秘密会とすることができない。</p> <p>2 委員会を秘密会とする委員長または委員の発議については、討論を用い<u>ないで</u>委員会に<u>はかつて</u>決める。 （出席説明の要求）</p>

改正後	改正前
<p>第21条 《現行どおり》</p> <p><b>2</b> 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</p> <p>第22条～第23条 《現行どおり》 (意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 《現行どおり》</p> <p><b>2</b> 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会または委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。 (公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者および学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u>申し出た者およびその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p><b>3</b> 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。</p> <p>第26条～第27条 《現行どおり》 (代理人または文書等による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または<u>文書もしくは電子情報処理組織を使用する方法により</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人)</p> <p>第29条 《現行どおり》</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p><b>3</b> 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。</p> <p><b>4</b> 参考人については、第26条、第27条および第28条の規定を準用する。 (記録)</p> <p>第30条 《現行どおり》</p> <p>2 《現行どおり》</p>	<p>第21条 《省略》 《改正後に新設》</p> <p>第22条～第23条 《省略》 (意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 《省略》 《改正後に新設》</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者および学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書で</u>申し出た者およびその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 《省略》 《改正後に新設》</p> <p>第26条～第27条 《省略》 (代理人または文書による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または<u>文書で</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人)</p> <p>第29条 《省略》</p> <p>2 《省略》 《改正後に新設》</p> <p><b>3</b> 参考人については、第26条、第27条および第28条の規定を準用する。 (記録)</p> <p>第30条 《省略》</p> <p>2 《省略》</p>

改正後	改正前
<p><u>3</u> 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名または押印については、同項の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</p> <p>第31条 《現行どおり》</p>	<p>《改正後に新設》</p> <p>第31条 《省略》</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 改正理由

地方自治法の一部改正により、議会にかかる手続のオンライン化が可能となったことを踏まえ、議会運営の合理化を図る観点から、本市議会にかかる手続のオンライン化を可能とするため、必要事項の改正を行うとともに、その他所要の改正を行うものです。